

「貸金庫規定・カード式貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、貸金庫業務の適正化を図るとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止するため、「貸金庫規定・カード式貸金庫規定」を改定させていただきます。

改定後の規定は、既にお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、貸金庫お取引店までお問合せください。

1. 改定日

令和8年4月1日（水）

2. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに現金を追加しました。

※日本円、外国通貨とも格納いただくことができません。

日本円につきましては以下の2点が格納いただけない現金となります。

①日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②上記①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の1万円券（福沢諭吉））

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご理解いただいていること）を書面等で申告をいただくこと。

※本日以降、「貸金庫借用に関する申告書」をお届けいただいております住所宛てに郵送等させていただきます。お手元に届き次第、申告書の内容をご確認いただき、チェック欄の記入と署名捺印のうえ、郵送によるご返信、または貸金庫お取引店にお届けいただきますようお願い致します。

(3) 貸金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

※4月1日より原則、カメラ撮影とさせていただきます。

3. 規定

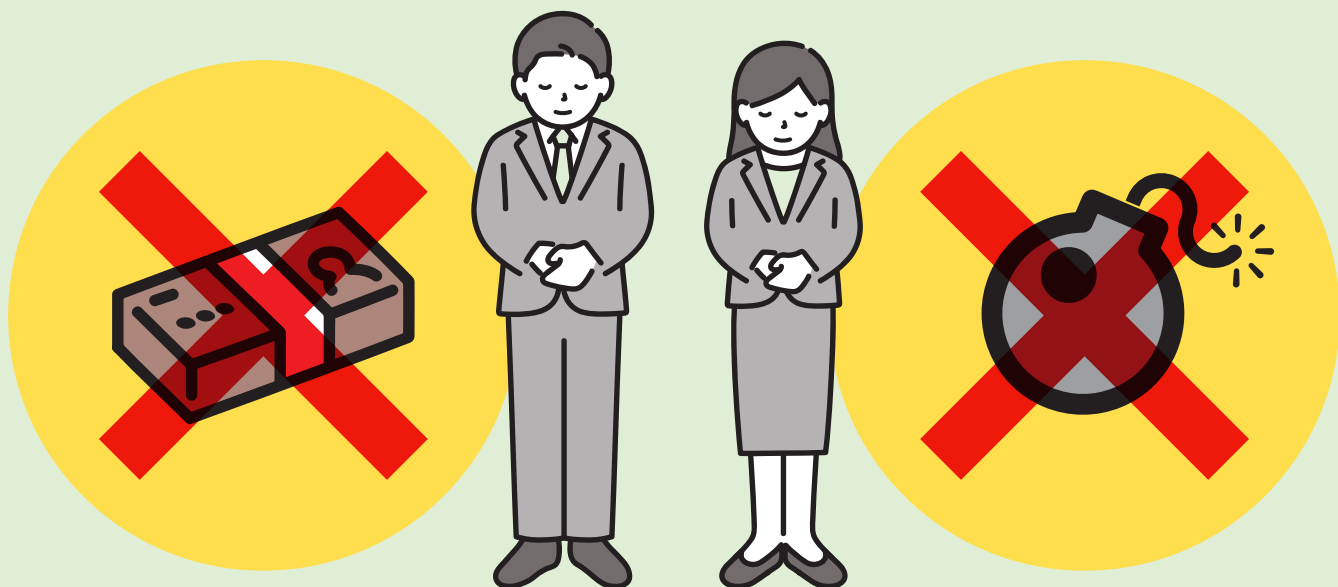
[\(1\) 新旧対照表および改定後の規定（貸金庫規定用）](#)

[\(2\) 新旧対照表および改定後の規定（カード式貸金庫規定用）](#)

4. ご留意点

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、改定日までに、お取り出しいただきますようお願いいたします。

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。